



様式第4号（第6条関係）

平成30年4月10日

富士見市議会議長 尾崎 孝好 様

会派名 草の根
代表 今成 優太

行政視察・研修（政務活動）報告書

下記のとおり、行政視察・研修（政務活動）を実施しましたので、報告いたします。

記

- 1 期 間 平成30年3月30日
- 2 参加者名 伊勢田幸正 加賀奈々恵
- 3 場所（行政視察地・研修場所）
TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター
東京都中央区京橋1丁目7-1 戸田ビルディング
- 4 調査・研修概要
講師 水野達朗（一般社団法人家庭教育支援センターペアレンツキャンプ
代表理事）

「親を支える切れ目のない行政支援のために議員としてできること」

（1）家庭教育支援行政の実際について

最初に家庭教育の定義について話があった。家庭教育とは親が子どもに家庭内で、言葉や生活習慣、コミュニケーションなど生きていく上で必要なソーシャルスキルを身につける援助をすることを指す。

法律上での家庭教育の定義は、教育基本法第10条（家庭教育）が該当する。

第10条には、父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するとあることと、地方公共団体の努力義務として、家庭教育を支援することが定められている。

次に、家庭教育支援に関連する法規について解説があった。平成18年の教

育基本法改正で、家庭教育が重視される流れができた。

教育基本法がどのように改正されたかを説明すると、旧法に規定されている義務教育、学校教育及び社会教育など加えて、家庭教育、家庭及び地域住民等の相互の連携教育について新たに規定するように改定された。

教育基本法に基づいて、施策を講じるにあたっては、行政が各家庭における具体的な教育の内容を押し付けることのないよう十分に留意する必要がある。

また、講師によって家庭教育支援の有用性が説かれた。家庭教育支援によって、所謂「中一ギャップ」や「小一プロブレム」を解消できうる。また、不登校の「未然防止」にもつながるという考え方であった。

最後に、実際にどのような家庭教育支援があるのか具体例が挙げられた。現状だと、子育てサロンや子育てセミナーがある。先進自治体では北海道釧路市の家庭教育支援の事例があり、「早寝早起き明日ごはん」運動を推進することで啓発に努めているとのことであった。

地域、学校、家庭がそれぞれ教育の役割を担うことで、包括的な教育力が再興されるのでは、という講師の考え方であった。

(2)「家庭教育支援行政の課題と改善策について」

家庭教育支援に向け、国が目指している方向性として平成30年度家庭教育支援関連予算の説明があった。家庭教育支援員の養成などの家庭教育支援基盤構築事業に1億1100万円が計上されている。家庭教育支援員など地域人材を中心としたチームの組織化などに取り組む「家庭教育支援チーム」の組織化に各自治体にすると100万円程度の予算が国で確保されている。

続いて、民間支援の視点から見えてくる現在の家庭教育の支援の課題として、教育部門と福祉部門のどちらが対応するか等「窓口が複雑であること」や、家庭ごとに踏み込んだ問題解決の対応が難しく、具体的なアドバイスをすることなく「傾聴」で終わってしまっている現状が指摘された。行政は「全体に対する支援（ユニバーサル型）が得意であり、特定の対象者に合わせた支援（ターゲット型）は苦手で、こちらは民間が得意とする点など行政と民間の手法の違いの比較がされた。

一方で、行政は学校や地域の活動との連携が得意であり、家庭教育支援は実は行政の得意な分野であり、子どもの貧困問題など家庭が抱える諸問題などから家庭教育支援がより注目されている点が指摘された。

次に、家庭教育支援に対する議会のチェックポイントがいくつか挙げられ、家庭教育支援の施策を実施するための対象者の個人情報の部署間での共有の仕組み作り（条例等に特例規定）、家庭教育支援の枠組みを作る際における福祉と教育双方からの責任者の参加（「福祉の専門家」でもあるスクールソーシャルワ

ーカー（SSW）が適任）などが指摘された。

最後に、福祉部門と教育部門にまたがる相談窓口を一本化する事や、若い世代が「コミュニケーションを減らす世代」となり、「個人主義化」する傾向にある中で、従来のサロンタイプからSNSなどを活用したタイプへの移行や家に居ながら支援を受けられるようなタイプ、アウトリーチ型の相談タイプなどを模索する事の必要性が指摘された。

5 感想及びまとめ

家庭教育支援を通じて、行政の情報に疎い方に就学援助などの情報が伝わるなど「子どもの貧困対策」の観点からも意義がある取り組みであることが講師の話から伺えた。

また若い世代には「広報に案内を載せて会場に来てもらう」という従来の「サロンタイプ」の支援が限界に来ていることも改めて感じ、新しい手法の模索が重要であることも改めて感じた。講師の話からも窓口を一本化した本市の「子ども未来応援センター」の意義を改めて感じ取ることができた。

なお、講師が不登校対策の専門家で、学校への復帰を促す活動を現場でしているプロということもあり、不登校対策の視点が多かったが、議員立法で国会で制定された「教育機会確保法」の視点が語られなかった点を指摘する参加議員もいた。

富士見市でも家庭教育支援については教育委員会内に家庭教育支援会議が設置され、総合教育会議での議論もされ、市長部局と教育委員会の連携が模索されているが、この動きを注視していきたい。

*行政視察に関する調査書、概要、参考資料等は、会派にて保管